

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(デジタルみやぎ推進課) 一
- 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(社会福祉課) 一

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十七年宮城県規則第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第三条を削る。

第四条(見出しを含む)中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十三号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(就業環境の整備)

第四条の二 救護施設等は、入所者又は利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

(業務継続計画の策定等)

第四条の三 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、入所者又は利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十六条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十六条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。